

第1章

基本的考え方





第1章 基本的考え方

1. 計画策定の背景

本市は、城下町として栄えてきた歴史から、今日でも蔵造りを中心とした商家の町並みなど歴史的文化的な遺産に恵まれています。そして、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武藏野の面影を残す雑木林等、広大な水田や畑など自然的環境資源も本市を特徴づけています。これらの地域の特性を背景とし、首都30km圏の県南西部地域の中核都市として、農業、商業、工業といった各産業が発展するとともに、人口も急激に増加しました。その一方で、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音^{*}などの都市・生活型公害、廃棄物の増大による環境への負荷、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、市民の生活や通常の事業活動に起因する環境問題が多く発生しています。

これらの問題を解決し、開発と環境との調和を図りつつ持続的に発展する社会を築くためには、行政や事業者による環境保全対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが「環境汚染の被害者であるばかりでなく、加害者でもある。」という認識を持ち、環境にやさしいライフスタイル^{*}を創り出していくなければなりません。

国では、平成5年11月19日、「環境基本法」が制定され、新しい環境の保全と創造の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の役割などが定めされました。これに伴って、「環境への負荷^{*}の少ない持続的発展が可能な社会」を創っていくためのさまざまな取組が始まっています。

都市・生活型公害
自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活様式に起因する公害。

環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量産業型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。

持続的発展が可能な社会
開発と環境との調和を図りつつ発展する社会。

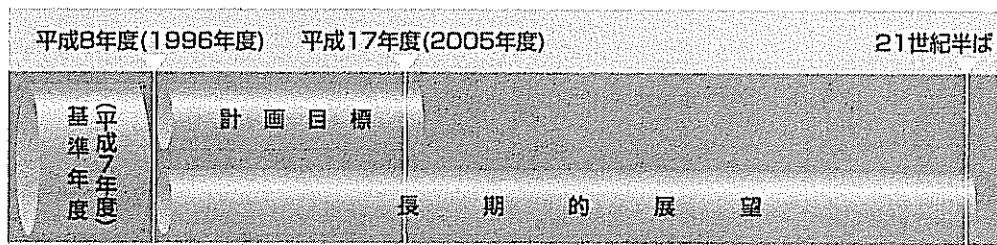
2. 計画の目的

この計画は、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。行政のみならず、本市で暮らし、または活動するすべての市民、事業者、民間団体^{*}の参加によって、将来の望ましい環境像を実現することを目指していきます。

3. 目標年度

計画の実効性を確保するため、第二次川越市総合計画^{*}との連携に考慮し、平成7年度を基準年度として、目標年度は平成17年度とします。ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21世紀半ばをも展望するものとします。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを図っていきます。



4. 対象とする環境の範囲

本計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲を対象とします。

地球環境

地球温暖化（資源、エネルギー）

オゾン層の破壊（フロンガス等）

酸性雨

その他の地球環境

国際的取組 等

生活環境

典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）

都市生活型公害

有害化学物質

廃棄物 等

自然環境

地形・地盤

生物の生育・生息環境

自然景観（水田、畑、雑木林等）

水の循環 等

快適環境

都市のみどり

水辺

都市景観

歴史・文化 等



地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきたている地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次の6つの問題。

- ①地球の温暖化
- ②オゾン層の破壊
- ③酸性雨
- ④熱帯林の減少
- ⑤砂漠化
- ⑥海洋汚染

⑦開発途上国の公害
⑧野生生物種の減少
⑨有害廃棄物の越境移動

それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。



フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的な削減策がとられている。

5

10

15

20

25

30

35

40

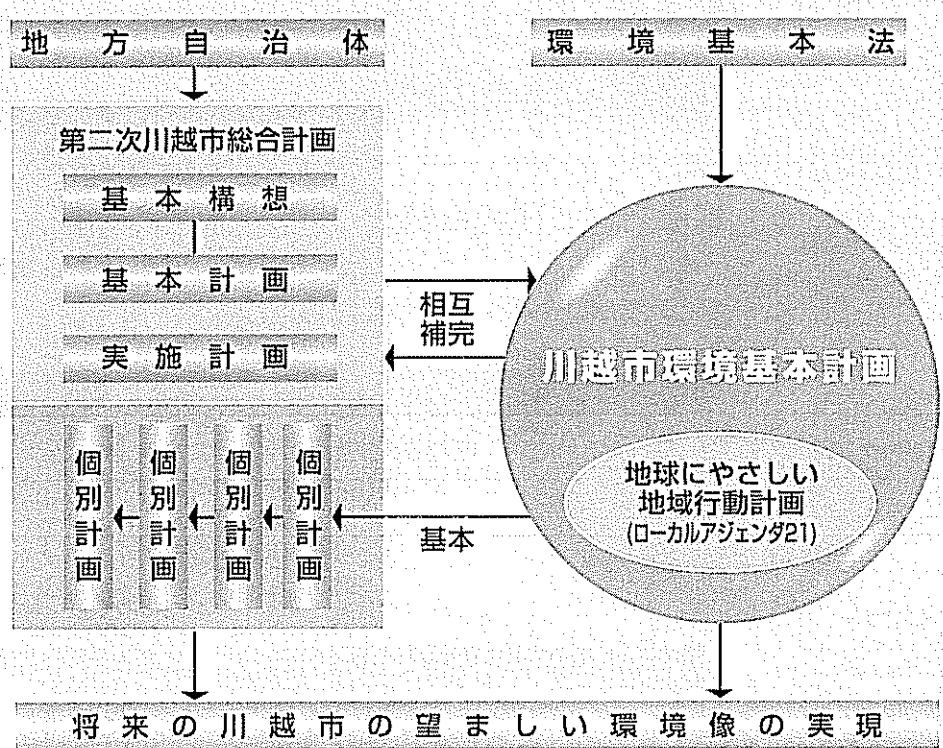


5. 計画の位置づけ

川越市環境基本計画は、環境基本法第36条の趣旨を踏まえつつ、地方自治法に基づく第二次川越市総合計画と相互に補完しあう関係として位置づけます。また、市が定める個別計画で環境に関する部分については、本計画を基本として策定します。

さらに、地域の中で地球環境に対して何ができるのか、というような各主体の具体的行動計画（ローカルアジェンダ21）についても本計画に含めます。

ローカルアジェンダ21
それぞれの地域において持続的発展が可能な社会を実現するための課題とその解決のための目標、行動計画を示すもの。



6. 計画の構成

第1章 基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 目標年度
4. 対象とする環境の範囲
5. 計画の位置づけ
6. 計画の構成
7. 各主体の役割と責務

5

10

第2章 環境の現状と課題

1. あらまし
2. 将来動向
3. 市民参加
4. 環境の現状と課題

15

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像
2. 環境目標

20

第4章 基本方針

1. 基本方針
2. 施策の体系

25

第5章 施策内容

- (1) 地球環境問題への取組
- (2) 資源の有効利用とリサイクルの推進
- (3) 人と環境にやさしい交通体系の確立
- (4) 有害化学物質の拡散防止
- (5) 身近な水辺環境の保全
- (6) 溪水の復活（水の循環）
- (7) 武蔵野の面影を残す自然環境の保全
- (8) 身近な生き物の生育環境の保全・創造
- (9) 歴史的文化的遺産の継承
- (10) 都市のうるおいの創造
- (11) 環境教育・学習の推進
- (12) パートナーシップの形成

第6章 環境に配慮した行動

1. 市民の行動
2. 事業者の行動
3. 民間団体の行動

30

35



パートナーシップ
持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協力・連携を行うこと。



環境指標
環境の状態をあらわす物差しのこと。環境利用にあたっての影響を示すもの、環境に与える負荷を示すもの、環境の状態を表すもの等がある。

第7章 進行管理

1. 計画の進行管理及び推進体制
2. 環境指標

40



7. 各主体の役割と責務

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政、さらに民間団体についてそれぞれの役割と責務に応じた行動が必要です。4者は目標達成のために連携して行動することが必要です。

すべての市民は、安全かつ健康な生活を営み、快適な環境からの恵みを享受し、次の世代へ引き継いでいくために、公平かつ応分な役割と責務を有しています。よい環境とは、単に誰かから与えられるものではなく、そこで活動するすべての人が、できるだけ環境への負荷を少なくし、環境を少しでも汚さないことを心がけ、良好な環境を保全し、創造するための積極的な努力を行って初めて得られるものです。そのため各主体ごとに、各自の役割と責務を果たす必要があります。

① 市民の役割と責務

市民は、日常生活において、環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善に努めるとともに、市が実施する施策に協力することが必要です。

また、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全と創造のための積極的な行動を実践することが必要です。

② 事業者の役割と責務

事業者は、事業活動を行う際に、自らの責任において良好な環境の保全と創造に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力する必要があります。事業活動は、業種・規模等により程度の差はあるものの、環境への負荷が伴います。法令に基づく規制基準等の遵守だけでなく、少しでも環境への負荷の少ない事業活動を行うことが必要です。

③ 行政の役割と責務

市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進します。また、計画推進の先導役として、率先して市民や事業者の模範となるよう、市の行う公共事業、物品の購入、公共施設でのエネルギー利用など環境に配慮した行動を実践するとともに、必要な制度の整備等について検討を進めます。

さらに、市は、国及び他の地方公共団体はもちろん、市民、事業者、民間団体等と連携しながら、本計画に基づく環境保全と創造のための施策を推進します。

④ 民間団体の役割と責務

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全と創造のための活動を積極的に実践する必要があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動が期待されます。

